

2022年2月9日

各 位

会社名 株式会社 E M システムズ
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
代表者名 代表取締役社長執行役員 國光 宏昌
(コード番号 4820 東証 第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 関 めぐみ
(TEL 06-6397-1888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の当社第39期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月18日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月18日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第18条～第38条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第1条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第38条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>